

芦屋市条例第2号

芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例

芦屋市都市公園条例（昭和40年芦屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|---|-------|-----|------|---|-----------|-----------------------------|--------------------------------|
| 別表第4（第10条関係） 1 公園施設を設ける場合～3 有料公園施設を利用する場合（略） 4 有料公園施設の附属設備を利用する場合 | | | | 別表第4（第10条関係） 1 公園施設を設ける場合～3 有料公園施設を利用する場合（略） 4 有料公園施設の附属設備を利用する場合 | | | |
| 施設の種類 | 設備の種類 | 金額 | 超過料金 | 施設の種類 | 設備の種類 | 金額 | 超過料金 |
| 芦屋中央公園 | 野球場照明 | (略) | (略) | 芦屋中央公園 | 野球場照明 | (略) | (略) |
| | | | | | 野球場スコアボード | 1時間 400円 (1時間未満は1時間とする。) | 1時間につき 400円 (1時間未満は1時間とする。) |
| | 放送器具 | (略) | | | 放送器具 | (略) | |
| 川西運動場～芦屋公園 | (略) | (略) | (略) | 川西運動場～芦屋公園 | (略) | (略) | (略) |
| 5 都市公園を占有する場合・6 都市公園において行為をする | | | | 5 都市公園を占有する場合・6 都市公園において行為をする | | | |

| 改正後 | 改正前 |
|--------|--------|
| 場合 (略) | 場合 (略) |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。